

地域ブランド発信強化業務仕様書

1. 委託業務名

地域ブランド発信強化業務

2. 業務の目的

本格的な少子高齢化の進行、厳しい財政状況、独自の文化や自然環境の消失といった、これまで豊かな地域生活を支えてきたリソース（人、モノ、金など）が十分に活用できなくなりつつあり、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により県内経済が打撃を受けている中、山梨県は、本県が国外を含めた県内外の人々に選ばれ、持続可能な地域となるために、地域全体のブランド価値の向上を通じた地域づくりを行っている。

本業務は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」（以下、「戦略」という。）に基づき、本県の地域ブランドであるコーポレートブランド（以下、「CB」という。）「やまなし」に関する情報の発信強化のために、テレビ・ラジオ・雑誌・新聞の4大メディア及びソーシャルメディアプラットフォームを含むデジタルメディア（以下、メディアという。）における露出拡大を図るべく、メディアに対する特集・企画への掲載促進や取材誘致等のメディアリレーションを実施するものである。

こうした事業を通じて、山梨県の“次世代を先取りした政策先進県”としてのCBを多くの人々に強く印象づけ、ウィズコロナ下での地域経済の回復を実現することを目的とする。

なお、契約方法については、委託料の支払額をメディア露出の成果に応じて決定する成果連動方式によるものとする。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとする。

4. 業務内容

CB「やまなし」の発信強化に向けて、所謂4大メディア（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞）を始めとする情報媒体（デジタルメディアも含む）に対して以下のメディアリレーション活動を行うことで、本県ブランドのランディングページであるハイクオリティやまなし（<https://hq-yamanashi.jp/>）のコンテンツが番組化・記事化されて露出を獲得することを目指す。

業務の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

(1) 取材の誘致及び露出拡大に向けた活動

メディアに対して広くCB「やまなし」に関する情報を提供するとともに、各メディアに個別にアプローチし、本県ブランドが取材の対象となるよう誘致を行う。

メディアが扱おうとしている特集・企画の予定を聞き取り、取材先として取り上げられるための情報を収集する。

また、上記活動を通じ、メディアの記事や番組で本県ブランドに関連する情報が取り上げられるよう努める。

なお、CB「やまなし」に関する情報の中でも、特に本県の先進性や独自性のイメージ訴求に資するテーマの発信に軸足を置くこととする。具体的なテーマの例は以下に例示するが、下記の（４）との関係において内容を調整すること。

＜テーマ例＞

- 福祉・介護政策
- 子育て政策
- 水素燃料電池等脱炭素社会へ向けた政策
- 教育政策（少人数学級など）
- 産業政策（メディカルデバイスコリドー構想、テストベッド政策）

（２）ハイクオリティやまなしのコンテンツの制作

誘致活動の中で得たメディアの掲載ニーズに対応した内容を検討し、ハイクオリティやまなしに掲載するコンテンツとして制作する。

その際、ハイクオリティやまなしのコンセプトや全体のコンテンツのバランス、県のブランド戦略との整合性について、十分考慮する。

（３）取材の調整・支援

誘致活動の結果、メディアから取材要請があった場合は、取材日程や取材場所を調整する。必要に応じて、情報提供や現場立会いなど取材の支援を行う。

（４）その他提案

① コンセプトづくり

メディアリレーションを実施するにあたり、（１）で提示したテーマを含んだ形で山梨県のコーポレートブランドをイメージさせるコンセプトをデザインすることとし、メディアリレーションにどう活用するかについて具体的な提案をすること。

② 成果指標

本事業における成果指標は、（１）の取材の誘致及び露出拡大に向けた活動によって掲載につながったニュース記事などの掲載価値を広告換算値で捉えることとする。

また、本事業においては、５．委託料で示した委託料全体の上限額（消費税及び地方消費税を含む）以上の広告換算値を成果として確保するための提案をすること。

５．委託料

委託料全体の上限を16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、業務の内容ごとの委託料上限は以下のとおりとする。

- ① コンテンツ作成・誘致活動等…11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ② ①以外業務(決定した取材等への対応) …… 5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 成果連動方式による委託料支払いの考え方

5. 委託料に示す②の部分を成果連動方式に係る委託料とする。②の活動についての委託料は、山梨県と事業者が合意した7(3)の支払表で示す金額を委託料として支払うこととする。

7. 支払条件等

(1) 検査及び支払方法

山梨県は、受託者より業務実施報告書を受領後、山梨県が定める次の期間において、成果指標に基づく受託者の実績値を測定し、当該結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は、検査に合格したものとし、この場合において、当該業務の成果品等は、その所有権を山梨県に移転する。受託者は、山梨県からの測定結果通知受領後、支払表に基づき請求書を山梨県に提出する。山梨県は、受託者からの請求書を受領後、受領日から30日以内に、受領した請求書にかかる金額を支払うこととする。なお、受託者は、山梨県による成果指標の測定に必要な資料の提供その他について協力することとする。

○成果測定期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※ただし、令和5年3月31日時点でメディアへの掲載が確実となっている記事については、実績値に含めることが出来る。

(2) 実績値測定方法

広告換算値の測定方法は、原則として(株)PRTIMES社が提示する方法で税込みの金額で判断することとする。

(参考：<https://prtimes.jp/magazine/advertising-conversion-value/>)

(3) 支払表

成果連動方式に係る業務の支払表は次表のとおりとする。

成果指標(※)	1.0未満	1.0以上～ 1.2未満	1.2以上～
成果連動部分 委託金額(円)(税込み)	0	2,750,000	5,500,000

(※) 成果指標 = 広告換算値 / 委託料全体の上限額(税込み)

8. 県への報告等

委託業務の遂行に際して、進捗状況等を確認するため、必要に応じて県との打ち合わせを実施すること。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

9. 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「地域ブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (7) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

10. その他

- (1) 再委託について
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。
- (2) 仕様の変更について
受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。
- (3) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。